

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証 実施要領

- 1 目的 より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促す。
- 2 対象 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条第20号の2の規定により、居宅介護支援事業所ごとに見て、
 - ① 区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつ
 - ② その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」
となる事業所において、令和3年10月1日以降に作成または変更したケアプラン
- 3 実施方法
 - (1) 国民健康保険団体連合会からの帳票（支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用一覧表（総括表、明細表））を受領する。
 - (2) (1)の帳簿より最も訪問介護サービスの利用割合が高いものなどで介護度別に1件ずつ以上を抽出する。
(特定の介護度に該当する利用者がいない場合は、必要に応じて他の介護度で2件以上抽出する。)
 - (3) (2)の対象のケアプラン一式を該当する居宅介護支援事業所へ届出依頼する。
 - (4) 後日、介護支援専門員と面談し、ケアプランについて内容の確認する。
 - (5) 町の「地域包括ケア会議」で届出のあったケアプランについて議論し、検証する。
(会議にかける件数については、ケアプランの内容により、類似するものなどは、係内で協議し、決定することとする。)
 - (6) 会議にかけた検証結果については、該当する居宅介護支援事業所へ介護保険係より報告し、見直しが必要であるケアプランについては、再検討を行ってもらおう。また事業所内で同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行ってもらおう。
- 4 提出書類（※ケアプラン一式 写し）
 - (1) 居宅サービス計画書 第1表～第7表
 - (2) 基本情報（フェイスシート）
 - (3) 課題分析表（アセスメントシート）